

平城宮発掘調査報告Ⅳ

官衙地域の調査 2

I 序 言

この報告は、奈良市佐紀町にある特別史跡「平城宮跡」のうち、字寺前の南東部で実施した昭和36年夏の第7次調査・昭和37年春の第8次調査・昭和38年春の第11次調査の成果を一括収録したものである。調査を実施した地域は、たがいに隣接し、道路でかこまれた東西130m・南北80mの一区画をなしており、さきに『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（奈良国立文化財研究所学報第15冊）で報告した地域の東に続くところである。研究所の遺跡標示方法によると、6ABO区の東半および6ABB-D・E地区と6ABN-M地区にあたる。

調査地域

平城宮の調査事業については、すでに公刊した報告書で、昭和35年頃までの概略は述べたが、それ以後現在の経緯について、ここで簡単にふれておこう。

昭和36年夏第7次調査を開始した前後、ある民間会社が特別史跡指定地域の西に隣接する平城宮跡内未指定地域の南半部の開発を計画し、農地の売買が取沙汰されるようになった。この地域が平城宮跡内にはいることは、地形などからみて、十分推定され、また学界の常識でもある。昭和36年9月15日、平城宮跡調査委員会は、この問題をとりあげ、全員一致で未指定地域を含む平城宮跡全域の保存を要望した。開発を計画した民間会社は、平城宮跡内のこの地域の開発が他の普通の農地のように簡単でないことを知り、土地売買仮契約まで進行した計画の具体化を一時みあわせ、その旨を地元土地所有者に通達した。

宮跡の保存

地元民は、これまで特別史跡指定地域内の土地利用を制限されており、史跡指定の解除を希望していた。このような状況にあつたから、未指定地域にまでこの種の制限がおよぶことに憤激し、10月23日、地元代表が奈良県当局と研究所に対して、自由な開発を要望する陳情をおこない、発掘調査にたいする協力の態度を捨てて、事態が好転するまで作業の就労を拒否した。第7次調査は、埋めもどしの段階で中断した。その後さらに、地元代表は文化財保護委員会に陳情し、現地を訪れた衆議院文教委員に要望書を提出した。その主旨は、未指定地域の開発制限の撤廃、指定地域内の調査の能率化と調査終了部分の指定解除、調査が長期化する場合は公的機関によつて土地を買収することなどであつた。

この間に、未指定地域の売買は自由であり、開発工事中に発見した遺構・遺物はその都度届け出ることという文化財保護委員会の了解もあつて、12月に民間会社は工事着手届を文化財保護委員会に提出した。この状況の変化によつて、地元民の調査にたいする態度も緩和し、第7

次調査地域の埋めもどしは、土地所有農民のためにも必要であるとの見地から、就労拒否の問題が解決し、昭和36年末に調査は再開された。

昭和37年2月、文化財保護委員会は、民間会社の工事着手届にたいして、必要な指示を与えて着手を認可した。このことが新聞紙上に伝えられると、平城宮跡を守れの声が一斉にわきおこつた。衆議院文教委員会は、この問題をとりあげ、3月19日、学識経験者として平城宮跡調査委員会の原田・坂本・藤島の3委員、地元代表として奈良県知事の4人の参考人から意見を聴いた。この間、平城宮跡調査委員会・飛鳥平城京保存会・日本建築学会・日本考古学協会・歴史学研究会・文化財保護対策協議会・関西文化財保存協議会など多くの学会・団体から、国会と文化財保護委員会にたいして請願と陳情が続出した。開発を計画した民間会社も、問題の重要性を認め、工事着手を延期した。

全域国有化

その後、衆参両院文教委員会や文部・大蔵両省関係者の現地視察、学会会議の国有化の申入れなどの努力がなされ、文化財保護委員会は、昭和38年度予算に平城宮跡の国費による買収の要求を組みこみ、多大の努力のすえ、3個年計画で買収が実施されることになった。平城宮跡保存の問題は新しい段階に入ったのである。

国費買収方針の決定により、買収事務を所管するために、昭和38年4月から奈良県教育委員会内に、平城宮跡整備事務所が新設された。

6月15日に開かれた平城宮跡調査委員会は、これまでの発掘調査15個年計画にかわる30個年計画の立案と、それに伴う調査員の充実・調査方針の検討を所長に勧告した。

文化財保護委員会と研究所は、調査計画の再検討と調査組織の拡充に着手し、昭和38年4月に平城宮跡発掘調査部が仮発足し、平城宮跡全域を12個年で調査する計画が実施されることになった。最初の昭和38年度は、これまでの第1次5個年計画による通称一条通り北側の地域の調査のほかに、宮域周辺の調査を含むことになり、発掘予定面積も2.7haと飛躍的に増大した。

昭和39年度には、研究所の組織規定が改められ、平城宮跡発掘調査部が確立し、調査員として技官19名の増員がおこなわれた。また、平城宮跡調査委員会にかわつて平城宮跡指導委員会が新設された。平城宮の発掘調査も新しい段階にはいつたのである。

昭和37年
以降の調査

なお、調査は、昭和37年末から翌38年2月中旬まで、賃上げを要求する作業員のストライキによつて一時中断したが、昭和37年以降通称一条通り北側の6ABO・6ABB区、さらに東の6AAO・6AAB区とほぼ順調に進行した。この地域で実施した第10・11・13・20次調査では、第2次内裏外郭北辺の遺構を確認し、豊富な内容をもつ総数3000点に近い木簡を検出して、多大の成果をあげることができた。第2次内裏でも、第12次調査を実施し、内裏正殿の前殿と掘立柱回廊東面廊を発掘した。昭和38年度後半の第14・15次調査と39年度前半の第18次調査では、宮域西南隅と西面南門を発掘し、平城宮の南限と西限を確証する事実を明らかにした。

第16・17次調査は朱雀門と第1次朝堂院南門推定地についておこなつた。朱雀門は北半を発掘して、その規模と構造を推定することができたが、南門は予定地点には検出されなかつた。遺物として特筆すべきは、和銅頃の「過所」札の完形品を発見し得たことである。

昭和39年度におこなつた主な調査は、通称一条通りの南側で第2次内裏の東につらなる地域においておこなつた第19・21・22(北)次と宮東面中門推定地でおこなつた第22(南)次である。前者では、第2次内裏外郭東面築地を検出し、その東に官衙遺構を発見した。また、昭和3年

調査の玉石積溝の南延長部分を発掘し、宮創設から終末にいたる層位的に堆積した遺物を検出した。第22（北）次調査では、宮東面北門と東一坊大路を予定して調査したが、北門については確証を得ず、大路予定地には、井戸・泉屋その他の遺構があつて、旧道路とするのは困難になつた。なお、この地域で多数の酒関係の木簡を一括発見した。第22（南）次調査では、東一坊大路予定地内に玉石敷溝と掘立柱建物・井戸などを検出し、緑釉陶や二彩釉陶などの遺物を発見し、特殊な遺跡とみられた。

今回報告する第7・8・11次の調査関係者は次のとおりである。*

調査員

調査責任者	奈良国立文化財研究所長	小林 剛
調査員	歴史研究室	榎本 亀治郎
		坪井 清足
		田 中 稔
		田 中 琢
		岡田 茂弘
		狩野 久
		河原 純之
		寺田 崇憲
		田代 克己
	建造物研究室	森 蘊
		浅野 清
		杉山 信三
		鈴木 嘉吉
		工藤 圭章
		沢村 仁
		牛川 喜幸

この報告は、Ⅰ・Ⅱ坪井清足、Ⅲ沢村仁、Ⅳ1田中稔、Ⅳ2河原純之、Ⅳ3・Ⅴ2田中琢、Ⅳ4岡田茂弘、Ⅴ1工藤圭章、Ⅴ3狩野久が分担執筆し、それをもとにして調査員全員の討議をへて、榎本亀治郎がとりまとめた。

なお、この報告の遺構・遺物の標示方法は、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（奈良国立文化財研究所学報第15冊）付章を参照されたい。

* 第7・8・11次調査については、「昭和36年度第7次平城宮跡発掘調査概要」「平城宮跡第8次発掘調査終了報告」「第11次平城宮跡発掘調査終了報告」および「平城宮跡第6・7次発掘調査概要」（奈良国立文

化財研究所年報1962）「平城宮跡第9・10次発掘調査概要」（奈良国立文化財研究所年報1963）で、概略をすでに報告したことがある。